墨田区営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２５年１２月１０日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第５２号

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

墨田区営住宅条例（平成９年墨田区条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項第８号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

付　則

この条例は、平成２６年１月３日から施行する。